

国営更新事業における他目的使用施設の移転等の取扱いについて

[平成15年5月28日15農振第590号]

各 地 方 農 政 局 整 備 部 長
農林水産省農村振興局整備部設計課長から 国土交通省北海道開発局開発監理部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } あて

国営更新事業における他目的使用施設の移転等の取扱いについて、別紙のとおり定めたので遺憾のないようにされたい。

国営更新事業における他目的使用施設の移転等の取扱いについて

1. 基本原則

更新事業の工事計画が決定された早い時点において、他目的使用者に工事の内容、他目的使用施設の移転の必要性、費用負担について協議を実施し、移転の同意及び費用負担を明確にすることを基本とし、他目的使用期間の満了をもって工事に着手するよう計画的に事務処理を取り進めるものとする。

2. 他目的使用の形態

- (1) 第一種電気通信事業者・電気事業者等の電柱等、ガス事業者のガス管等、水道事業者の水道管等及び地方公共団体の下水道施設等を設置するための使用。
- (2) 公共的な道路、水路及びその附属設備等を設置するための使用。
- (3) 住宅に進入するための橋梁等軽微な工作物及び家庭用雑排水等の排水施設等を設置するための使用。
- (4) その他の目的のための使用。

3. 他目的使用契約時（当初又は更新）に更新事業計画等の内容・時期が示されている場合

2の（1）、（2）、（3）及び（4）の施設等の移転等に当たっては、他目的使用契約時に附された条件に基づき他目的使用者の負担において移転させるものとする。

4. 他目的使用契約時（当初又は更新）に更新事業計画等の内容・時期が示されていない場合

- (1) 2の（1）及び（2）の施設等の移転等に要する費用の取扱いは、次のとおりとする。

他目的使用施設が公共施設等で、保護されることが適当であり、他目的使用者側の受忍の範囲を超えると認められるときは、原則として、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」第8条（建設費）及び第9条（移転費）並びに「公共補償基準要綱の運用申し合せ」第7及び第8に基づき起業者が負担するものとする。

なお、財産価値の減耗分については適正に算定の上、控除するものとするが、移転に伴ってその施設が更新されたと認められない場合は、財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができるものとする。

- (2) 2の（3）の施設等の付替等に要する費用については、社会通念上、やむを得ないものとして起業者が負担するものとする。
- (3) 2の（4）の施設等の移転等に要する費用については、前各号に準じて取り扱うものとする。